

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

【第3版】

健康指導部 12月25日時点

この対応マニュアルは上記発行時点での情報に基づいて作成しています。
教育庁などからの今後の通知をもとに、適宜変更や見直しを行います。

【学校生活を送るうえでの考え方】

- マニュアルに則って感染対策を行うことができれば、種々の教育活動の実施は可能。
- 活動を計画するに当たっては、こういった対策をとり、どこに配慮すれば感染を防げるかを考えること。

- 児童生徒が「密」の状態にならないよう、教員が配慮、指導を行う。

『授業（活動）計画の時点で密になりやすい環境であった（そもそも距離を保つのに十分なスペースがなかった）ために密になってしまった』ということは絶対に避ける！！

1. 教室等での対応

健康観察

- ・教室に入室後できる限り早く、家庭より記入済の『健康観察カード』で体調を確認する。検温が未実施の場合は各学年に配付している体温計で計測する。（計測後のわき用の体温計はアルコール綿で全面を消毒する。）
- ・授業時など随時健康観察を行い必要に応じて検温する。「いつもと違う」、「明らかな症状がある」場合は教室で経過観察をせず、他の児童生徒との接触を避けすぐに保健室へ連絡。

<健康状態のチェックポイント>

発熱はないか、せき・のどの痛み・鼻水・鼻づまりなどの風邪症状はないか（アレルギー症状を除く）
息苦しさや体のだるさはないか

感染予防対策

①マスクの着用について

- ・常時マスクを着用する。忘れた場合は保健室で貸し出す。マスク着用を原則とし、着用できない場合は咳エチケットに配慮・指導する。対応する教員は、必要に応じてフェイスシールドを使用する。
- ・マスク自体が感染源になりえることから、着脱時はマスクの表面を触らず、紐を持って外し、無造作に机に置かない。
- ・マスクが汚れた場合は予備のマスク（ビニール袋に入れて連絡帳袋に入れてもらっている）と交換する。

②手洗い・手指消毒について

- ・流水と石けんで手洗いを実施する。爪の中に雑菌やウイルスがたまりやすいため、爪を短く切る。

<タイミング> 登校時などの外から教室へ入る時、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、トイレ後、給食前後、活動の前後、共有のものを触ったときなど

*タオルやハンカチを共用しない。忘れた場合は保健室で貸し出す。

*中学部、高等部は今年度より液体石けんに変更しているため誤飲に注意する。

*長期間水道を使用していない場所は、一定の水を放出してから使用する。

- ・アルコールでの手指消毒は、登校時、給食前、バス乗車前（バス会社及び乗務員さんが実施）に実施する。手洗い後、タオルやハンカチでしっかりと拭いてから消毒する。

*石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配などがあつたりする場合は、使用せず流水でしっかり洗う。

*手指消毒液は、流水での使用ができない際に、補助的に用いられるもので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導する。

- ・ポンプタイプ型のアルコールでの手指消毒を行う際は、教員が近くで見守りを行い、児童生徒だけで使用することのないようにする。スプレーボトル型のアルコール消毒（物品・給食用）は教室内の児童生徒の手が届かないところに置き、教員が使用する。

③その他

- ・トイレ介助を行う際は、手袋を着用する。身障者用トイレにエプロンを設置（予定）し、必要に応じて使用する。
- ・エレベーターは1組ずつの利用とする。
- ・分泌物（痰・唾液・鼻汁など）が付着した物（手袋・ティッシュ等）は各クラスへ配付の専用のゴミ箱に捨てる。放課後、学年ごとに（小学部は学部で）一つのゴミ袋にまとめてゴミ捨て場へ捨てる。
- ・校内服や給食用のエプロン、三角巾は、飛沫がかかっている可能性があるため毎日持ち帰る。防寒用に着用する衣服についても同様に毎日持ち帰る。
- ・衣服に飛沫（くしゃみ、咳等）が付着した場合など、状況に応じてこまめに着替える。

教室の環境整備

①座席の配置

- ・間隔をあけて(1～2m)配席し、1普通教室あたり15人程度とする（教員も人数に含む）。図書室など2教室分の場所であれば30人を目安とする。向かい合う場合は2m以上離す。交互に着席するなどの工夫をする。飛沫感染防止のため、可能な限り対面を避け、児童生徒の後方から指導・支援する。
- ・縦割りでの活動や学級の枠を超えた活動をする場合は、間隔が取れるような場所を確保する、集まったの活動時間をできる限り短縮するなど、内容について十分検討する。

②教室の換気について

- ・常に換気を行う。2方向のそれぞれ1つ以上の窓(対角線上の窓を開けるとスムーズ)を開けて換気することが望ましい。冷暖房中で換気が難しい場合でも、休み時間ごとには窓を全開にして必ず換気する。換気扇がある場合は使用する。
- ・冬季は室温、湿度に留意する（18℃、40%以上を目安とする）。室温低下による健康被害が生じないように、暖かい服装を心がける。

③教材、教具の使用について

- ・教材・教具はできるだけ共用しない。共用の教具を使用するときは事前に手を洗う。教材・教具の消毒は放課後に実施する。プレイルーム、体育館については活動の際に飛沫が広がる可能性が高いため、物品用のアルコールスプレーを配備し、教材等が汚染されたときにはその都度アルコールで消毒を行う。特別教室にも物品用のアルコールスプレーを配備する。児童生徒が在校中の教材・教具の消毒や、マイペットでの消毒ができない教具の消毒に使用する。
- ・放課後に多くの児童生徒が手を触れる箇所の消毒を実施する。（4. 消毒について参照）

④昼休みの特別教室等の使用について

- ・運動場については使用制限しない。ただし、児童生徒同士の距離が近くなるよう教員が目を配り、指導を行う。体育館は、状況に応じて学年別などで使用日を設ける。パソコン室は距離が保たれるように1席ずつ間隔をあけて座るなどの対応をする。使用前には必ず手洗いをを行う。
- ・中学部・高等部の生徒の学年内での教室間の移動は可能とする。他学部、他学年の教室には行かない。1つの教室に人数が集まりすぎないように教員が声かけと指導を行う。

⑤特別清掃区域を含む清掃について

- ・清掃前後に必ず手洗いを実施することで清掃は可能。清潔を保つことは感染予防につながる。ただし、トイレについては感染リスクが高いため、引き続き教職員が清掃を行うこととする。

各教科での対応

- ・各教科における感染症対策を講じてもおお感染リスクの高い活動とされているもの（「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ 令和2年12月3日改訂版」を参照）については、慎重に行うか、特にリスクの高いものについては控えるなどの対応を行う。
- ・各教科における活動についての詳細は、それぞれの教科ごとに出されている通知文等を参考にする。

2. 保健室での対応

感染拡大を防ぐために発熱、かぜ症状時とそれ以外の症状時を分けて対応する。
保健室入室前に全員廊下で検温を行う。

発熱・かぜ症状の場合

- ・後の扉（プレイルーム側）から入室する。
- ・発熱などで保護者のお迎えまでに待機時間がある場合は、他の教室を使用する（PTA室・多目的室等。使用後は消毒、換気を行う）。付き添いの教員は、迎えまでの間に交代することを極力避けて原則1名とし、感染予防対策をとり対応する（使い捨てエプロン、手袋、フェイスシールド等）。付き添いが終了したら、使用していたマスク、エプロン、手袋はその教室内でビニール袋に入れて密封して廃棄、フェイスシールドはその場でアルコールを使用して拭き取りを行うか、ビニール袋に入れておいて放課後に消毒する。
- ・発熱等の症状がある児童生徒が認められた場合は、当該児童生徒が使用した教室、トイレなどをマイペットで消毒する。当該クラス、学年の他の児童生徒の健康観察、検温をこまめに行う。
- ・保健室内での来室が重ならないように、来室の際は保健室に事前に内線で確認する。または、保健室前で声をかける。来室が重なった場合は廊下で待つ。

上記以外の症状(ケガ等)場合 *どちらか判断が難しい場合は事前に内線で相談する。

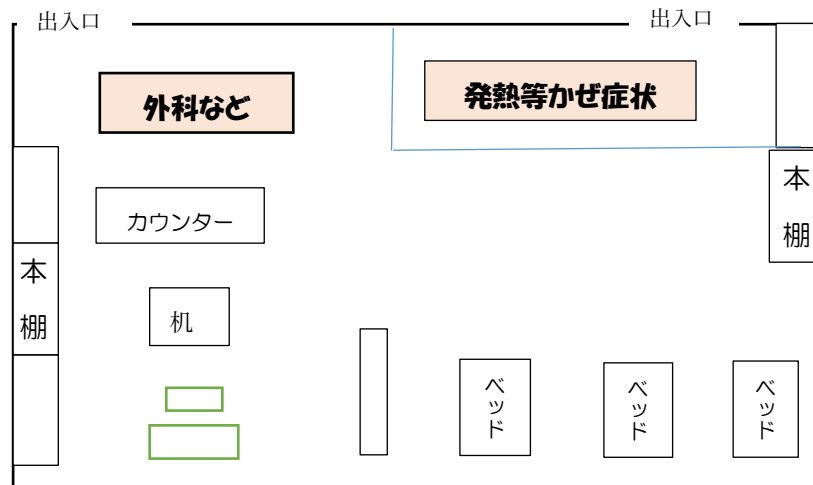
- ・前の扉（職員室側の扉）から入室する。

その他の保健室利用

- ・健康観察表は保健室の職員室側の扉前に提出する。
- ・後ろの扉（プレイルーム側）をかぜ症状者の対応入口としているため、プレイルームの鍵はプレイルーム前の下駄箱にある鍵を使用する。トイレトペーパーや石けんを取りに来る際は職員室側の扉から入る。可能であれば放課後に教職員が取りに来る。

児童生徒の基礎疾患について

- ・現時点で把握している情報を疾病一覧(令和2年度→保健室→0. 疾病一覧)に掲載しているので確認しておく。パスワードは5月27日の職朝にて連絡。個人面談などで健康状態について追加の情報があれば保健室まで連絡する。



3. 給食時の対応

【児童生徒等の喫食にかかる事項】

- 手洗い・手指の消毒を徹底すること。
- 喫食時は、机を対面にせず1～2mの距離を保ち配席し、飛沫を飛ばさないよう、会話を控えること。
- 給食室における食器、食缶（以下「食器等」という）の受け取り・返却を行う場合は教職員が行うこと。
※やむをえない場合、高等部の受け取り・返却（返却時はフタ付の食缶のみ）の運搬のみ生徒も可とする。（ただし衛生面等に配慮すること。人数は1クラス1～2名程度とする。）
- 給食配膳は教職員が行い、児童生徒は携わらないようにすること。

給食の受け取り及び教室での配膳時

①給食の受け取りについて

- ・食器等の受け取り及び配膳を行う教職員（以下「配膳担当者」という）は、健康チェック（発熱、下痢、

腹痛、嘔吐、化膿性疾患、手指の外傷等がないことを確認する)を実施後、エプロン・マスク・三角巾を着用し、手洗い・手指の消毒を行うこと。(運搬を行う高等部の生徒も同様)

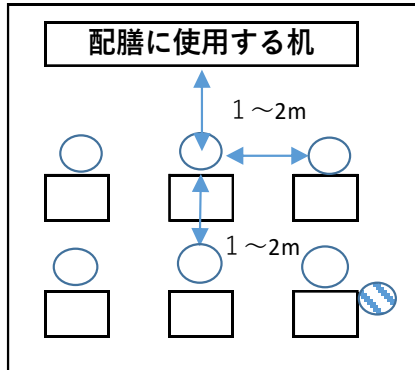
*配膳担当者全員の名前と健康チェックを給食当番点検表に記録すること。(運搬を行う高等部の生徒も同様)

*配膳中はマスクに触れないようにすること。(触れた場合は、配膳を中断し手洗い・手指の消毒を行うこと。)

②配膳について

- ・配膳に使用する机、喫食する机のアルコール消毒を行うこと(配膳担当者に限らない)。
- ・配膳場所は児童生徒等の後方で1～2m程度離れた場所を確保すること。(*1)
- ・児童生徒等はマスク(エプロン・三角巾)を着用し、手洗い後、各自の喫食する机等に座って待機する。やむを得ず席を離れる場合は、配膳に使用する机の周りを移動しないよう努めること。
 - *喫食中に、児童生徒の衣服が、咀嚼物や分泌物で汚れた場合は着替えることとする。
- ・家庭から持参食品がある場合は、衛生面に十分注意する。
- ・配膳後はすぐに喫食すること。エプロン、三角巾をつけたまま喫食すること。
 - *教職員が摂食介助後に喫食する場合(喫食時 ③参照)は、教職員の給食をラップでカバーし、日の当たらない離れた場所に保管すること。

(*1) 図 給食配膳時の配席イメージ



- 喫食する机
- 児童生徒等
- ⊗ 摂食介助をする教職員

例) 配膳は児童生徒等の後方で実施する

※配膳場所が、教室前方になる場合は、配膳に使用する机が背になるよう配席する。

◇給食時間について

| | 通常校時 | (短縮校時) |
|----|-----------------|---------------|
| 受取 | 小学部：11:20～11:30 | (11:20～11:30) |
| | 中学部：12:00～12:10 | (11:50～12:00) |
| | 高等部：12:10～12:20 | (12:00～12:10) |
| 返却 | 12:30以降 | |

③摂食介助用の使い捨て手袋の配付について

給食受け取りの時間に、使い捨て手袋を数枚ずつ入れた状態で給食室内の台に準備するので、必要なクラスは随時持って行くこと。(牛乳のストローと同様。)

喫食時

①喫食直前に、マスクはゴムの部分を持って外すこと。マスク表面のウイルスが手指等に付着しないよう管理すること。

外したマスクは、給食袋か新しいビニール袋に入れて保管する等、机に無造作に置かないよう配慮する。

②摂食介助をする教職員はエプロン・マスク・三角巾を着用すること。

*摂食介助中はエプロン・マスク・三角巾、フェイスシールド等に触れないようにすること。

*摂食介助時に、教職員が食品や児童生徒等の口に直接接触する可能性がある場合は、エプロン・マスク・三角巾に加え、使い捨て手袋を着用すること。(例：パンをちぎる時など)

*対面や近距離での摂食介助が必要な場合はエプロン・マスク・三角巾に加え、使い捨て手袋・ゴーグルまたはフェイスシールドを着用すること。

③摂食介助をする教員は、介助の合間に自身の食事をすることは避け、マスクを外さず介助に専念すること。介助者は飛沫がかからないようにできるだけ側面から介助する。また、原則1人の児童生徒等の介助に関わる教職員は1人に限定すること。

*ただし、どうしても摂食介助の交代が必要な場合は、再度手洗いと清潔なエプロンに交換した衛生的な状態でのみ、摂食介助途中での教職員の交代を可とする。

④改めて配膳することによる感染リスクを避けるため、おかわりは原則禁止とすること。

⑤はさみで食材を刻む場合は、喫食前に使い終える。

喫食後 (動き) 食事終了→マスク着用→食器片付け→エプロン片付け→手洗い

①摂食介助をした教職員は、着用していたエプロン、三角巾、使い捨て手袋、ゴーグル・フェイスシールドを外すこと。外した後は手を洗うこと。摂食介助後に喫食する教員は、可能であれば再度清潔なエプロン等を着用する。

*着用していたエプロン等は外側(飛沫等が飛んだ部分)が手や顔に触れないように外すこと。

*教職員のエプロン、三角巾は給食袋(ビニール袋)に入れ、毎日持ち帰り、清潔なものを持参すること。

*児童生徒は給食時に使用したエプロン、三角巾、ハンカチ等を給食袋(ビニール袋)に入れ、毎日持ち帰り、清潔なものを持参すること。

*使い捨て手袋は、外側に触れないように外しフタ付ゴミ箱に入れ捨てること。

*使用したゴーグル・フェイスシールドは使用后消毒すること。

②喫食後、ビニール袋等で保管していたマスクはゴムの部分を持ち、着用すること。

③片付けについて

・できるだけ皆が食べ終わってから片付け始めるのが理想だが、難しい場合は、食べている人の近くを通らないように注意する。

・食べ残しの片付けは飛び散らないように注意して教職員が行う。(フェイスシールド等を活用)

・配膳に使用したしゃもじやお玉は使用した食缶に入れたまま返却する。食器カゴははしカゴ等を分類せずに入れたまま返却する。

- ・食器等を片付けた後は、教室の配膳に使用した机・喫食した机をアルコール消毒すること。
- ・教職員及び返却運搬の手伝いに携わる生徒は、エプロン、三角巾、マスクをしたまま給食室に片付けに行く。(残食は感染のリスクがあるため)
- ・返却時に給食室が混雑する場合は、廊下で待機する。

※歯磨きについて

飛沫の広がりによる感染防止のため、当面の間は歯磨きを行わない。希望する場合は保護者とよく相談すること。洗面台を複数人が使用したことによりクラスターが発生した可能性があるケースがあることから、実施にあたっては次の点に留意すること。

- ・洗面台は同時に複数人で使用しないこと
- ・ほかの児童生徒との身体接触がないよう、十分な間隔をとること
- ・後方、側方からの介助や、マスクとフェイスシールドの併用等、介助方法について工夫すること

4. 消毒について

①消毒する箇所

- ・教室・トイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの人が手を触れる箇所を消毒する。
- ・主に教室のドアの取っ手、電気等のスイッチ、机と椅子、更衣ロッカー、階段、廊下の手すり、下駄箱トイレ（洗面台、便座、水洗流水レバー、個室のドアノブと鍵、手すり、トイレのふた、トイレトーパーホルダー）

②通学バス発後に実施する。保健室で物品を配付する。

③マイペット(住宅用洗剤)を使用する。

④配付物

- ・各クラスに雑巾1枚とマイペットのスプレーボトル1本ずつ、各学部学年にバケツ1ケ
- ・各学年にトイレ用の手袋、雑巾2セットとマイペット入りのスプレーボトル1本
- ・各学年に特別教室用の雑巾2枚とマイペット入りのスプレーボトル2本

⑤実施方法

- ・マイペットを乾いた雑巾に吹き付けて、拭き掃除をする。
 - *材質によってシミになる場合があるので直接スプレーしない
 - *液晶画面は使用不可のため、引き続きアルコール綿を使用する
- ・教具については、持ち手などプラスチックやビニール素材の部分はマイペットを使用する。
 - *マイペットの使用が難しいものについてはアルコールをペーパータオルに吹き付けて拭く
 - *マイペットのボトルに表示されている説明を必ず読むこと
 - *教具等への使用については、各教科担当教員がメーカー等に問い合わせること

- ・使用した雑巾は水洗いしてから配付時のバケツに入れて保健室に返却する。
- ・スプレーボトルは各学部学年で保管する。
- ・階段や廊下の手すり、トイレ、特別教室は健康指導部で割り当てられた場所を消毒する。
- ・特別教室の教材・教具は、割り当てのクラスが放課後にまとめて消毒を行う。授業間に消毒が必要な場合は、アルコールのスプレーボトルを使用する。
- ・i P a dは返却時にアルコール綿で拭いてから保管庫に片づける。
- ・パソコン室の液晶画面やキーボードなどはアルコール綿で拭き掃除をする。
- ・体育館第1フロアは中学部の体育科、体育倉庫は高等部の体育科が消毒を行う。体育館第2フロアはなにわが消毒を行う。
- ・職員室・事務室は放課後に消毒を実施する。ドアの取っ手、電気のスイッチ、窓の開け閉めの際に触れる箇所（鍵など）、受話器、マイク、コピー機をマイペットまたはアルコール綿で拭く。電話の子機の液晶はアルコール綿で拭くと映らなくなるため、拭かないようにする。
- ・スクールサポートスタッフの方が消毒作業を行っている場合があるため、消毒箇所を随時確認する。

⑥使用したフェイスシールドは、ペーパータオルにアルコールをしみ込ませて拭く。ペーパータオルは学年に配付する。

《実施上の注意》

- ・十分に換気をおこなう。
- ・使用後はよく手を洗う。長時間にわたって作業をする場合は手袋を使用する。
- ・手指消毒としては絶対に使用しない。物に付着したウイルスの消毒用として使用する。

保健室で配付する衛生用品について（新型コロナウイルス感染症対策に関わらず日常生活に使用するものも含む）

- ・手指消毒用アルコール消毒液（ポンプタイプ）
- ・給食時の机用のアルコール消毒液（キッチン用アルコールのスプレーボトル）
- ・特別教室の教材・教具用のアルコール消毒液（キッチン用アルコールのスプレーボトル）
- ・石けん、ハンドソープ（小学部は学部内で配付）
- ・トイレトペーパー

*給食時のアルコールは清掃用具倉庫で配付していましたが、保健室での配付に変更しています。

5、部活動

①部活動全体共通の対策

- ・部活前と部活後に体調確認・手洗いをを行う。
- ・活動後に使用場所と使用した用具の消毒を行う。（マイペットを使用する）

- ・マスクを外しての活動では、生徒間、教員生徒間の距離を2m以上確保する。
- ・合唱などの歌をうたう活動については、できる限りマスクを着用したまま行う。全員が一方向を向いて歌う、2m以上の間隔をあけた立ち位置にするなど、飛沫がかかることのないようにする。
- ・体育館や教室では、ドア、窓を開放し、常に換気を行う。

【活動場所】

- 体育館第1フロア…バドミントン（ダンス） ●体育館第2フロア…バスケットボール
- 運動場…サッカー、陸上競技 ●音楽室…音楽、ウクレレ ●プレイルーム…音楽
- 高3-1、講堂…ダンス

②更衣場所について

- ・共通の更衣場所を使用する。（南棟2階）
 - 男子…高1-1（サッカー・バドミントン）、高1-2（バスケ・陸上）
 - 女子…高1-3（サッカー・バドミントン）、高1-4（バスケ・陸上）
- ・荷物は活動場所に持っていく。貴重品は鍵付きロッカーなどで保管する。
- ・更衣場所の消毒は生活指導部で行う。

③体育館消毒箇所

- 第1フロア：入口ドアノブ、用具入れドアノブ、照明スイッチ、モップ（使用時）、トイレ（使用時）
 ※トイレは、運動場側にある外のトイレだけを使用
- 第2フロア：入口ドアノブ、用具入れドアノブ、照明スイッチ、下足ロッカー、モップ（使用時）、
 トイレ（使用時）※トイレは、3階体育館前だけを使用

④運動場消毒箇所

- 倉庫ドアノブ、整備用ブラシ（使用時）、トイレ（使用時）※体育館1階の外のトイレを使用

⑤その他

- 玄関の下駄箱については、使用した部活の顧問で消毒を行う。（顧問間で相談）

⑥難波支援・なにわ高等支援 共通理解事項

- ・使用した部活の顧問が使用した場所の消毒を行う。
- ・体育館、運動場について、難波、なにわの双方が使用した場合は、なにわが体育館と運動場、難波がトイレの消毒を行う。

⑦消毒用品の受け取り、返却

- ・部活動終了後、保健室にマイペットと雑巾を取りに行く。保健室に部活用を置いておく。マイペットは、各教室に配備されているものを使用してもよい。
 - 運動場、1階体育館 ●3階体育館 ●更衣教室 ●音楽、ダンス
- ・消毒後、雑巾を水洗いして保健室に持っていき、バケツにかけて干す。

6、登下校

(1) 通学バス

学校側が行う対策

- ①通学バス車内における安全対策（マスクの着用、乗車時の手指消毒、車内では会話を控えること）について、保護者と連携のうえ、児童生徒へ依頼・指導を行う。
- ②各通学バス内に、手指消毒用アルコールを配備し、乗車時に児童生徒が手指消毒を行うよう指導する。
- ③各運行コースにおける換気場所や換気方法等を、通学バス運行業者と相談のうえ決定し、適切な換気が実施できる体制を整える。
- ④バス座席位置の再調整を検討する。
 - ・従来決めている座席位置によらず、乗降順を考慮して座席配置を検討し、密にならないよう工夫する。
- ⑤通学バス乗務員と教員が、児童生徒の車内での様子や健康状態について情報共有できる体制を整える。
- ⑥通学バス乗降車時の前後は、玄関やバスホール周辺が混雑しないようできるだけ速やかに移動する。

通学バス運行事業者側の対策

支援教育課から通学バス運行事業者に対し、次のとおり依頼している。

- ①乗務員は、毎朝、必ず検温を行い、発熱等の風邪の症状がみられるときは、通学バスに乗車しない。
- ②乗務員は、感染防止対策（マスクの着用、車内に消毒液を備え、こまめに手指の消毒を行う等）を行う。
- ③児童生徒に、安全対策（マスクの着用、乗車時の手指消毒、できるだけ会話を控えること）について指導する。
- ④乗車時に、体調不良が強く疑われ、乗車させてよいか迷う場合は、学校へ連絡し指示を仰ぐ。
- ⑤「車内室温に留意しつつ、15分毎に1分程度の車内の換気を行うこと」との医師の見解をもとに、換気を実施する。障がい種別や児童生徒等の状況をふまえ、学校と相談する。
 - ・空調を「外気導入」として作動させる。
 - ・換気扇を作動させる。
 - ・常時、運転席の窓を開けて運行する。
 - ・児童生徒が乗車する始発バス停までの間、可能な限り全ての窓を開けて運行する。
 - ・約15分に1回停車し、ドアや運転席の窓を開けて1分程度の換気を行う。
(バス停でのドアの開閉を含む)
- ⑥登校便の学校到着時には、児童生徒の車内での様子や健康状態について、担当教員に情報共有する。また、下校便出発前にも同じく、児童生徒の健康状態について、担当教員から情報を引き継ぐ。
- ⑦1日の運行終了後には、ドアノブや座席等、必ず車内の消毒をする。
- ⑧日々の乗車リスト等を学校から受領し、乗せ忘れ等のミスが生じない体制を整える。
- ⑨各運行コースにおける換気場所や換気方法等を、学校と相談のうえ決定し、運行中の児童生徒の安全を確保しつつ適切な換気が実施できる体制を整える。

(2) 自主通学

- ①自宅から学校間についても、マスクは必ず着用する。
- ②電車やバス内の窓やつり革等にはむやみに触らない、電車内では大声を出さない、咳エチケットを遵守する等、事前学習する。

(3) その他

- ・保護者による送迎の場合、保護者にも家庭での検温と健康観察を依頼する。校舎内や教室内まで付き添う場合は、マスクの着用と手指消毒を徹底する。

7、感染者が確認された場合（濃厚接触者も含む）

児童生徒等や教職員に感染者が確認された場合

①感染者の出席停止

- ・児童生徒等の感染が判明した場合は、当該児童生徒等を出席停止とする（学校保健安全法第19条）。
- ・出席停止期間は、新型コロナウイルス感染症が治癒するまでとし、治癒や登校の再開等の判断は保健所又は医師の指示に従う。
- ・教職員の感染が判明した場合は、当該教職員を職務専念義務の免除により出勤させないこととする。

②校舎内の消毒（保健所の指示に基づく）

- ・当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される教室や物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を、消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒する。
- ・トイレは消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒する。
- ・物の表面についたウイルスの生存時間は、24時間～72時間くらいと言われている（付着した物の種類によって異なる）。ウイルスの生存時間を考慮して、特別な消毒が必要ないと判断をされる場合があるため、保健所の指示に従う。

③外部機関や家庭との連絡、連携

- ・保健所が実施する感染者の「学校での行動履歴の把握」や「濃厚接触者の特定」等を行うための疫学調査に協力し、その後の指示を仰ぐ。
- ・児童生徒等又は教職員に、感染者や感染を確認するための検査（PCR検査等）を受けることとなった者を確認した場合、速やかに、児童生徒等の場合は保健体育課および支援教育課まで、教職員の場合は保健体育課及び支援教育課まで連絡する。
- ・児童生徒等や教職員に対して、新型コロナウイルス感染症に感染した場合（疑い含む）は、速やかに学校に連絡をするよう伝えるなど、平時からの連絡体制を整えておく。

児童生徒等が保健所等により濃厚接触者に特定された場合

①濃厚接触者の隔離、出席停止

- ・児童生徒等が保健所等により濃厚接触者に特定された場合は、当該児童生徒等を出席停止とする（学校保健安全法第19条）。
- ・出席停止期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とする。
- ・教職員が濃厚接触者に特定された場合は、当該教職員を職務専念義務の免除により出勤させないこととする。
- ・学校滞在中に児童生徒等が濃厚接触者に特定されたもしくはされる可能性があるとの連絡が入った場合

は、当該児童生徒を別室待機とする。

②教室等の消毒

- ・学校滞在中に児童生徒等が濃厚接触者に特定されたもしくは特定される可能性があるとの連絡が入った場合は、当該児童生徒が使用した教室、トイレなどをマイペットで消毒する。

*症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされているが、その後に症状が出たり、PCR検査で陽性と判定されたりした場合に備えて消毒を実施する。